

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 次世代育成支援対策推進法:

目標1:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和4年4月～
 - 各チームにおける休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施
- 令和4年4月～
 - 対象者が発生した場合にヒアリング面談を実施育休取得に関連する不安解消に務める

3. 女性活躍推進法:

目標1:各月ごとの従業員平均残業時間※を45時間以下にする

※法定外労働時間+法定休日労働時間とし、管理監督者も対象に含む

<対策>

- 令和4年6月～
 - 平均残業時間に関する説明会を開催、目標値を周知
- 令和4年7月～
 - 毎月の平均残業時間を社内公開し、目標達成の支援を行う

目標2:年次有給休暇の取得率を70%以上にする

<対策>

- 令和4年6月～
 - 年次有給休暇取得率に関する説明会を開催、目標値を周知
- 令和4年7月～

- 各従業員に対して年次有給休暇の取得計画を話し合う面談を行う
- 全従業員の取得率を社内公開し、目標達成の支援を行う